

TEPCO

ブレンド契約要綱

2024年4月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

ブレンド契約

1 対象となるお客さま

- (1) このブレンド契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は、電気需給約款〔特別高圧〕（以下「需給約款〔特別高圧〕」）と申します。）または電気需給約款〔高圧〕（以下「需給約款〔高圧〕」）と申します。）の適用を受けるお客さまで、契約電力が500キロワット以上（ただし、お客さまの発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けようとするお客さまは、50キロワット以上〔近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者等との協議が調ったときは、契約電力が50キロワット未満のものについても適用することがあります。〕といたします。）であり、1 需要場所について2 契約種別を適用して1 需給契約（以下「ブレンド契約」といいます。）を結ぶことについて当社との協議が調ったお客さまに適用いたします。
- (2) この要綱は、次の地域のお客さまを対象といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。
栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

2 要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、この要綱を変更することがあります。この場合、当社は、実施期日および変更後のブレンド契約要綱について、相当な予告期間をおいて、電磁的方法により周知するものとし、実施期日以降の電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後のブレンド契約要綱によります。
- イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この要綱を

変更する必要がある場合

ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、当社がこの要綱を変更する必要があると判断した場合

- (2) 当社は、この要綱を変更しようとする場合、変更しようとする事項について、その変更先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明いたします。

また、変更した事項、この要綱を変更した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、この要綱の変更後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

3 ブレンド契約の申込み

- (1) お客さまが新たにブレンド契約を希望される場合、ベースロード電力、ベースロード電力までの需要（以下「ベースロード」といいます。）に適用する契約種別（以下「ベースロード契約種別」といいます。）およびベースロード電力をこえ契約電力までの需要（以下「ピークロード」といいます。）に適用する契約種別（以下「ピークロード契約種別」といいます。）を申し出ていただきます。
- (2) ベースロード契約種別およびピークロード契約種別は、次のいずれかの組み合わせといたします。

ベースロード契約種別	ピークロード契約種別
ベーシックプラン	市場価格連動プラン
市場調整ゼロプラン	市場価格連動プラン
市場調整ゼロプラン	ベーシックプラン
市場価格連動プラン	ベーシックプラン

- (3) 発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けようとするお客さまが希望される場合で、当社との協議が調ったときは、(2)にかかわらず、次のいずれかの組み合わせを適用することができます。

ベースロード契約種別	ピークロード契約種別
ベーシックプラン	ベーシックプラン
市場価格連動プラン	市場価格連動プラン

4 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、市場調整ゼロプランを適用する場合を除き、ブレンド契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。

また、契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、ブレンド契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、新たな契約期間について、契約期間満了に先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明し、また、新たな契約期間、ブレンド契約を継続した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、ブレンド契約の継続後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

- (2) 市場調整ゼロプランを適用する場合の契約期間は、ブレンド契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日の翌日が属する年度の末日までといたします。
- (3) お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域と

して指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

5 契約電力等

契約電力、ベースロード電力およびピークロード電力は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約上使用できる最大電力をいい、需給約款〔特別高圧〕または需給約款〔高圧〕のベーシックプランに準じて定めます。

(2) ベースロード電力

ベースロードの最大電力をいい、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) ピークロード電力

ピークロードの最大電力をいい、(1)の契約電力から(2)のベースロード電力を差し引いた値といたします。

6 最低引取電力量

市場調整ゼロプランの適用を受けるお客さまの各月のベースロード使用電力量は、原則として、その月の最低引取電力量を下回らないものといたします。

なお、最低引取電力量は、原則として次の算式によって算定された値といたします。ただし、需給約款〔特別高圧〕23(料金の算定)(1)イ、ロもしくはハまたは需給約款〔高圧〕23(料金の算定)(1)イ、ロもしくはハの場合は、需給約款〔特別高圧〕24(日割計算)(1)イまたは需給約款〔高圧〕24(日割計算)(1)イに準じて時間数の日割計算を行ない、最低引取電力量を算定いたします。

最低引取電力量＝ベースロード電力×300時間

7 料 金

料金は、契約種別ごとに、基本料金、電力量料金および需給約款〔特別高圧〕別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)または需給約款〔高圧〕別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、契約種別ごとの電力量料金に準じて、需給約款〔特別高圧〕別表3（燃料費調整）(1)ニもしくは需給約款〔高圧〕別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額または需給約款〔特別高圧〕別表4（市場価格調整）(1)ニもしくは需給約款〔高圧〕別表4（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、ベースロードについては、ベースロード電力およびベースロード契約種別の基本料金率により、ピークロードについては、ピークロード電力およびピークロード契約種別の基本料金率により、算定いたします。ただし、ベースロードおよびピークロードについて、まったく電気を使用しない場合（需給約款〔特別高圧〕または需給約款〔高圧〕の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けるお客さまについて、お客さまのその1月のピークロード使用電力量が零の場合のピークロードに係る基本料金は、半額といたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、ベースロードについては、ベースロード使用電力量およびベースロード契約種別の電力量料金率により、ピークロードについては、ピークロード使用電力量およびピークロード契約種別の電力量料金率により、算定いたします。

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

8 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、イの料金の算定期間のベースロード使用電力量およびロの料金の算定期間のピークロード使用電力量の合計といたします。

なお、ベースロード電力の値を2で除した値は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 料金の算定期間のベースロード使用電力量は、次により算定した30分ごとのベースロード使用電力量を料金の算定期間（ただし、ブレンド契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (イ) ベースロード電力の値を2で除した値が30分ごとの使用電力量を上回る場合は、30分ごとの使用電力量といたします。
- (ロ) (イ)以外の場合は、ベースロード電力の値を2で除した値といたします。

ロ 料金の算定期間のピークロード使用電力量は、次により算定した30分

ごとのピークロード使用電力量を料金の算定期間（ただし、ブレンド契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(イ) イ(イ)の場合は、零といたします。

(ロ) イ(ロ)の場合は、30分ごとの使用電力量からベースロード電力の値を2で除した値を差し引いた値といたします。

- (3) 料金の算定期間の時間帯別のベースロード使用電力量またはピークロード使用電力量は、時間帯別に、(2)イまたはロによって算定された30分ごとのベースロード使用電力量またはピークロード使用電力量を料金の算定期間（ただし、ブレンド契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、料金の算定期間の夜時間のベースロード使用電力量またはピークロード使用電力量は、料金の算定期間のベースロード使用電力量またはピークロード使用電力量から夜時間を除く時間帯別のベースロード使用電力量またはピークロード使用電力量の合計を差し引いた値といたします。

9 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力にピークロード契約種別の基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

10 未達精算金

- (1) 市場調整ゼロプランの適用を受けるお客さまのその1月のベースロード使用電力量が最低引取電力量を下回る場合は、非常変災等やむをえない理由による場合を除き、当社は、未達電力量に市場調整ゼロプランの電力量料金率を乗じてえた金額（需給約款〔特別高圧〕別表3〔燃料費調整〕(1)ニまたは需給約款〔高圧〕別表3〔燃料費調整〕(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。）を未達精算金として申し受けます。この場合、未達電力量とは、最低引取電力量からその1月のベースロード使用電力量を差し引いた値といたします。
- (2) 未達精算金は、その1月のベースロード使用電力量が最低引取電力量を下回る月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

11 需給開始後のブレンド契約の廃止または変更にもなう精算

お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないでブレンド契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、非常変災等やむをえない理由による場合を除き、当社は、ブレンド契約の消滅または変更の日に、接続送電サービス料金（当社がブレンド契約にもとづきお客さまに電気を供給するにあたって適用される託送約款等に定める接続送電サービスの料金をいいます。）をお客さまに精算していただきます。この場合、接続送電サービス料金は、ベースロード契約種別に準じたものとし、需給約款〔特別高圧〕40（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう精算）または需給約款〔高圧〕40（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう精算）に準じて算定した金額を申し受けます。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、ブレンド契約の消滅または契約電力の減少にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

12 期中解約金

(1) ベーシックプランまたは市場調整ゼロプランの適用を受けるお客さまについて、契約期間満了に先だって、お客さまがこの要綱にもとづく電気の使用を廃止しようされる場合、または、需給約款〔特別高圧〕42（解約等）もしくは需給約款〔高圧〕42（解約等）によりブレンド契約が解約され、もしくは消滅する場合には、当社は、ブレンド契約の消滅日に次の期中解約金を申し受けます。

イ ベーシックプランの適用を受けるお客さまの期中解約金は、ブレンド契約の消滅日からブレンド契約の消滅日が属する年度の末日までの期間について算定されるベーシックプランに係る基本料金（ブレンド契約の消滅日の前日のベースロード電力またはピークロード電力に基本料金率を乗じてえた金額に力率を100パーセントとみなして力率割引をしたもの）の10パーセントに相当する金額といたします。

ロ 市場調整ゼロプランの適用を受けるお客さまの期中解約金は、(イ)および(ロ)の合計といたします。

(イ) ブレンド契約の消滅日からブレンド契約の消滅日が属する年度の末日までの期間について算定される期中解約金は、市場調整ゼロプランに係る基本料金（ブレンド契約の消滅日の前日のベースロード電力に基本料金率を乗じてえた金額に力率を100パーセントとみなして力率割引をしたもの）および最低引取電力量に市場調整ゼロプランに係る電力量料金率を乗じてえた金額の合計の10パーセントに相当する金額といたします。

(ロ) 4（契約期間）に定める契約期間のうち(イ)を除く期間について算定される期中解約金は、(イ)に準ずるものといたします。ただし、(イ)の乗率は5パーセントといたします。

(2) ベーシックプランまたは市場調整ゼロプランの適用を受けるお客さまの都合によって需給開始に至らないでブレンド契約を消滅しようとする場合には、当社は、(1)に準じて、ブレンド契約の消滅日に期中解約金を申し受けます。ただし、(1)ロ(イ)のブレンド契約の消滅日が属する年度の末日

は、お客さまと協議のうえ定めた需給開始日（お客さまと協議のうえ定めた需給開始日がない場合は、ブレンド契約の申込時に明らかにされた使用開始希望日といたします。）が属する年度の末日といたします。

- (3) 期中解約金は、原則として、ブレンド契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

13 そ の 他

- (1) この要綱により電気の供給を受けるお客さまは、需給約款〔特別高圧〕または需給約款〔高圧〕の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の契約電力および料金は、次のとおりといたします。

イ 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、5（契約電力等）(1)に定める契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが5（契約電力等）(1)に定める契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、5（契約電力等）(1)に定める契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(ロ) 発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けようとするお客さまの契約電力は、ベースロード電力の値と同じ値といたします。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款〔特別高圧〕別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)または需給約款〔高圧〕別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、契

約種別ごとの電力量料金に準じて、需給約款〔特別高圧〕別表3（燃料費調整）(1)もしくは需給約款〔高圧〕別表3（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額または需給約款〔特別高圧〕別表4（市場価格調整）(1)もしくは需給約款〔高圧〕別表4（市場価格調整）(1)によって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはベーシックプランの基本料金（電気を使用する場合のものとなります。）の5パーセント、予備電源についてはベーシックプランの基本料金（電気を使用する場合のものとなります。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、ベースロードについては、ベースロード使用電力量およびベースロード契約種別の電力量料金率により、ピークロードについては、ピークロード使用電力量およびピークロード契約種別の電力量料金率により、算定いたします。

なお、電力量料金は、ブレンド契約の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、ブレンド契約の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則としてブレンド契約によって使用した電気とみなします。

(2) 当社は、契約種別ごとに、需給約款〔特別高圧〕23（料金の算定）および24（日割計算）または需給約款〔高圧〕23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

(3) 当社は、料金その他の計算における金額の算定について、契約種別ごとに端数処理を行わず、契約種別ごとの料金その他の計算における金額を合計した金額について、需給約款〔特別高圧〕4（単位および端数処理）

(4)または需給約款〔高圧〕4（単位および端数処理）(5)に準じて端数処

理を行なうものいたします。

(4) 発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けるお客さまのピークロード電力が発電設備の容量と比べて不相当と認められる場合には，契約電力またはベースロード電力を適正なものに変更していただくことがあります。

(5) ベーシックプランまたは市場調整ゼロプランの適用を受けるお客さまは，契約期間満了に先だって，原則として他の契約種別にブレンド契約を変更することはできません。

また，市場調整ゼロプランの適用を受けるお客さまは，原則としてベースロード電力を増加または90パーセント未満に減少することはできません。ただし，(4)，需給約款〔特別高圧〕29（適正契約の保持）または需給約款〔高圧〕29（適正契約の保持）によりベースロード電力を変更する場合は，この限りではありません。

(6) 市場価格連動プランの適用を受けるお客さまが，契約期間満了に先立って他の契約種別にブレンド契約を変更する場合，4（契約期間）により新たな契約期間を定めるものいたします。

(7) その他の事項については，需給約款〔特別高圧〕または需給約款〔高圧〕に定めるところによるものとし，この要綱は，需給約款〔特別高圧〕または需給約款〔高圧〕の定めに優先して適用いたします。

附 則（実施期日）

この要綱は、2024年4月1日から実施いたします。